

平成 25 年 3 月 7 日  
環 境 管 理 課  
大気保全・環境安全グループ  
担当 香西・稲井 (内線 2864)  
ダイヤル 087-832-3219

## 微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度予測時の注意喚起について

3月8日から、国の注意喚起のための暫定的な指針に対応し、県内の各測定局（県6局、高松市1局）のいずれかにおいて、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、県内全域に注意喚起を行うこととしました。

### 1. 判断基準（注意喚起を行うか否かの基準）

国の暫定的な指針に準拠し、県内の各測定局（県6局、高松市1局）のいずれかにおいて、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、県内全域に注意喚起を行う。

（今後、各県の対応やデータの蓄積等により独自基準の設定も含めて改善を検討する。）

### 2. 注意喚起の手順

午前7時10分に午前5時、6時、7時の1時間値を確認し、判断基準を超えた場合、注意喚起を行う。午前7時30分までを目途に以下の情報提供を行う。

- ・ 県ホームページで情報提供（別紙参照）
- ・ 報道機関にFAX送信
- ・ 市町等にFAX送信（各市町等から関係機関（社会福祉施設、学校等）へ情報提供）

### 3. 注意喚起の内容（行動の目安）

- ① 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。
- ② 換気を必要最小限にするなどにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしてください。
- ③ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方などの高感受性者は、体調に応じて、より慎重な行動をお願いします。

### 4. 運用開始時期 3月8日(金)から運用を開始する。

#### （参考）

#### 1. 本県の状況（測定を開始した平成24年3月末以降）

- ・ 暫定指針値（日平均値70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えた日数・・・1日（5月8日）
- ・ 判断基準（早朝の1時間値85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えた日数・・・2日（5月8日、9日）

#### 2. 国の暫定的な指針の概要（平成25年2月27日 環境省）

- ① PM2.5の注意喚起のための暫定指針値を日平均値70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超とする。
- ② 午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、都道府県が注意喚起を行うことを基本とする。
- ③ 暫定指針値を超えた場合、行動の目安として、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。